平成２９年（フ）第３号
青森市原別５―17―17　206号室、住民票上の住所札幌市東区北８条東13丁目３番15号　１階
債務者　岩瀬　孝一
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
青森市桜川１丁目４番１号　ジュエール八甲201号
債務者　田邊　隆子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
青森市第二間屋町１丁目７番地14　有料老人ホームもや
債務者　工藤　和子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
青森県弘前市大字向外瀬字豊田319―１　社会福祉法人音羽会　有料高齢者施設シニアシティ弘前、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田52番地３
債務者　齋藤よしえ
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８８号
神奈川県平塚市大神1928番地の８
債務者　西潟　正榮
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９８号
神奈川県秦野市千村２丁目11番５号　チェリーハイム　105号
債務者　石橋　秀雄
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０１号
神奈川県厚木市酒井1860　コーポ厚木、住民票上の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目19番１号
債務者　井上　恵子（旧姓田中・伊藤）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３９６号
仙台市太白区長町南４丁目５番28号
破産者　株式会社ヒカリデンキ
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８４号
宮城県塩竈市玉川１丁目３番17号
破産者　有限会社サキュー
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
山形県酒田市東大町２丁目６番地の３
破産者　有限会社アミューズメント
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第３３３号
東京都中央区入船１丁目７番３号池田ビル２階
破産者　株式会社ノースジャパン
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
東京都台東区入谷１丁目23番１号
破産者　有限会社ユイ、インターナショナル
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１３号
千葉県松戸市日暮５丁目200番地
破産者　下田屋好明
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１４号
千葉県松戸市日暮５丁目200番地
破産者　下田屋賀代子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７３２号
千葉県松戸市新松戸東14番地の１
破産者　山崎日向子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７４７号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷１丁目17番２―403号
破産者　㑹西　聖子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７５８号
千葉県松戸市五香西１丁目26番地の13　ジョイフル松戸元山207号
破産者　中根　秀章
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９５０６号
東京都世田谷区松原１丁目20―21
破産者　戸部　隆志
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３４８号
東京都中央区京橋１丁目16番10号
破産者　オプティマルライフ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部